

議案（１）

地域公共交通計画の策定について

１．地域公共交通計画の作成にあたって

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（令和２年１１月２７日施行）を受けて、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。

「まちづくりと連携した地域公共ネットワークの形成」や「地域における輸送資源の総動員」による計画に基づく公共交通の改善と利便の増進を図るとともに、フィーダー補助をはじめとする国の支援を受ける際の根拠としても有効。

令和４年４月の策定を目指している。

２．策定までのスケジュール

- ・パブリックコメントを実施（３月４日～３月１７日）
- ・令和３年度第５回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会（本日）

３．パブリックコメントの結果

別添資料をご覧ください

４．計画について

別添資料をご覧ください